

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西会津町は、子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

西会津町長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>西会津町は、子育て支援法(昭和24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子育て支援に関する事務を行っている。 この事務のうち、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">支給認定に関する事務 「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付利用の調整に関する事務 入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援請求の審査の支払に関する事務 事業所からの請求に対する、審査、支払処理負担金の徴収の管理に関する事務 住民から徴収する負担金の徴収管理交付金の申請に関する事務 支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">子育てシステム団体内統合宛名システム中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の94の項</p> <ol style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">番号法第9条第1項 別表第一の56の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none">別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課 子育て支援係
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	西会津町 福祉介護課 子育て支援係 郵便番号 969-4402 住所 : 福島県耶麻郡西会津町尾野本字新森野53 電話 : 0241-45-4332 ファクス : 0241-45-3636 E-mail : fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	西会津町 福祉介護課 子育て支援係 郵便番号 969-4402 住所 : 福島県耶麻郡西会津町尾野本字新森野53 電話 : 0241-45-4332 ファクス : 0241-45-3636 E-mail : fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

